

官公需における印刷物に関わる 知的財産権について

全日本印刷工業組合連合会 官公需対策協議会 議長
和歌山県印刷工業組合 専務理事

白光印刷株式会社 代表取締役 **白子 欽也**

はじめに

全日本印刷工業組合連合会（以下、全印工連）は、1955（昭和30）年9月、全国各地の印刷工業調整組合が結集し、中小印刷業界の全国団体として結成されました。その後、中小企業団体の組織に関する法律の施行に伴い、組織および名称変更を行い、さらには沖縄県の復帰等を経て、47都道府県印刷工業組合を傘下とする現在の全国組織が形成され、中小印刷業界の経営基盤の強化と発展を期して業界運動を展開しています。

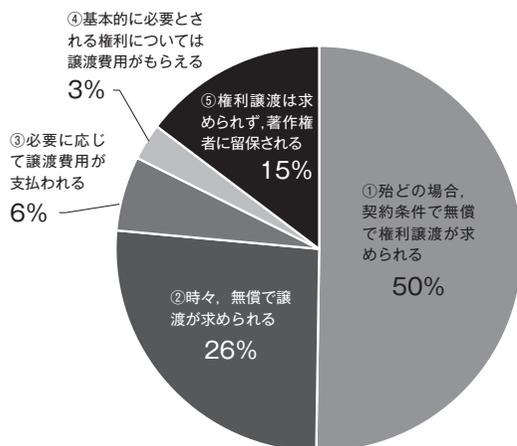
今、印刷産業はデジタル化、ネットワーク化、グローバル化の時代を迎え、大きな変革が求められています。文化の発展の一翼を担う重要な産業として、これからの社会に貢献するためには、クロスメディア、クリエイティブ、フルフィルメント、地域活性、環境問題など、多くのソリューションへの積極的な取り組みが必要となります。

このため全印工連では、各印刷工業組合と連携しながら、諸事業に取り組んでいます。

従来の印刷物に関わる 知的財産権の取り扱い

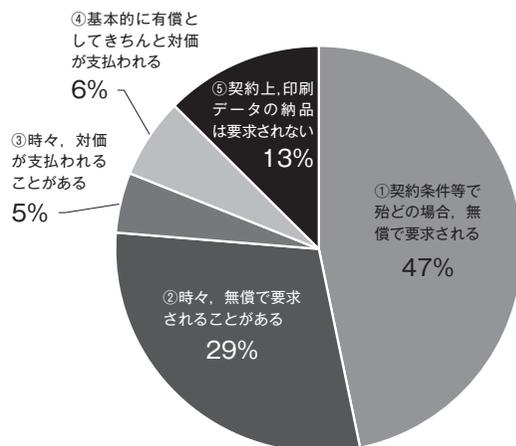
平成27～28年に、全印工連が全国（47都道府県）の組合員に行った「官公需問題」に関するアンケートでは、官公庁における印刷物受発注について、「著作権の取り扱い」（図表1）、「印刷用データの取り扱い」（図表2）を確認しました。

「著作権の取り扱い」については、契約書で『この契約に基づく印刷物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）を当該著作物の納入時に〇〇県に無償で譲渡するものとする。また、著作者人格権を行使しないものとする』とあらかじめ定められている事例や、簡単なものでは、仕様書に『すべての権利は〇〇市役所に帰属する』という一文のみが入っているだけで権利譲渡が行われる形式となっている事例等、残念ながら、知的財産権の財産的価値に配慮がみられない事例が多数あることがわかりました。



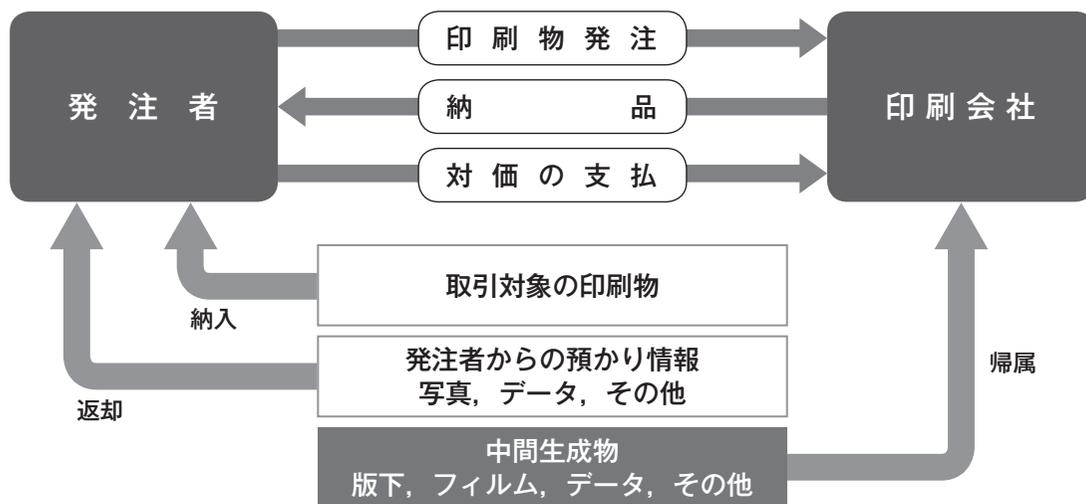
図表1 著作権の取り扱い

（出典：全印工連 官公需問題に関する調査結果（平成27年10月～平成28年1月））



図表2 印刷用データの取り扱い

印刷取引と中間生成物の権利帰属の原則



図表3 印刷取引と中間生成物の権利帰属の原則
(出典：大きく変わる知的財産権の取り扱い 全印工連)

「印刷用データの取り扱い」については、印刷用データ等の中間生成物を、印刷物と併せて求められる事例が多く見受けられました。これは、『著作権の譲渡により、印刷用データ等の中間生成物の所有権も発注者側に当然に譲渡される』、『発注者が経費を負担して成果品（印刷物）を作成するのだから、印刷用データ等の中間生成物も発注者に所有権がある』という、官公庁側だけでなく印刷業者側にも共通する錯誤・誤解によるものと考えられます（図表3）。

著作権法からすれば、印刷物受発注契約では、制作によって生じた著作権は原則として制作者に帰属することが定められています（著作権は特許権や実用新案権、商標権、意匠権等とは異なり申請や登録を必要としない「無方式主義」が採用されている）。また、印刷用データ等の中間生成物についても、著作権とは別の財産的価値を有しその所有権は印刷会社に帰属するのが一般的です。

従って、これら成果品以外の知的財産の譲渡を発注者が求めるとすれば別の契約とすべきです。

「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の閣議決定

このアンケート結果を受け、全印工連と全日本印刷産業政治連盟は、官公需取引における知的財産権の適切な取り扱いの順守を国に要望しました。

その結果、平成29年7月25日の閣議で決定された「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で新たに講ずる主な措置として、「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」が加わりました（図表4）。

この措置は、印刷会社の大切な財産である著作権等の知的財産権や中間生成物の所有権の取り扱いについて、国が一定の指針を示したものとと言えます。

この閣議決定を受け、経済産業省では、著作権等の知的財産権と印刷用データ等の中間生成物について、譲渡の必要性を検討のうえ、納品が必要な場合は、対象となる著作権や印刷用データ等の中間生成物の具体的な利用目的等を仕様書等の書面に明記し、その財産的価値の算定を可能にするよう啓発しています。

(1)「知的財産権の無償譲渡・利用」の適正化 (2)「知的財産権の利用範囲の特定(明確化)」(3)一律の権利譲渡の見直しと二次的活用の促進



図表4 平成29年度 中小企業者に関する国等の契約の基本方針 ～大きく変わった知的財産権の取り扱い～
(出典：大きく変わる知的財産権の取り扱い 全印工連)

また、全印工連でも、この措置は、発注者である官公庁と受注者である印刷業者が、共通理解のうに推進していかなければ実効性を得ないものと考え、「大きく変わる知的財産権の取り扱い」という冊子(<http://www.aj-pia.or.jp/pdf/intellectual%20property%20right.pdf>)を作成しました。また、私が議長を務める全印工連官公需対策協議会の幹事が講師となって、平成29年より全国各地で組合員だけでなく官公庁の皆さんも交えたセミナーを開催し、積極的な周知・啓発を続けています。

印刷物用のコンテンツバイ・ドール条項入りの契約書の登場

印刷業者が扱う知的財産権は、そのほとんどが著作権だといえます。この著作権の譲渡が必要な場合は、国の示した指針によると、発注者側には、具体的な利用目的等を仕様書等の書面に明記し、その財産的価値の算定を可能にする、という作業が必要となります。しかし、現実問題として、その著作権が今後どのように取り扱われるのか、用途・数量・期間・二次使用の有無等を明確にした契約書・仕様書をつくることは非常に困難です。

また、受注者側がその要件を満たすためには、「権利の束」と呼ばれる多くの個別の著作財産権について適切に権利処理することが必要となります。さらに、印刷用データを求められる場合も併せると、必要な権利処理はより複雑になります。

例えば、ポスターを作る業務で印刷会社がリリース写真を使用してクオリティを上げたいと思っても、発注者側が定める契約書に「著作権と印刷用

データを譲渡する」という要件が付記されると、印刷会社はその写真の著作権を買い上げる必要が発生し、そのために膨大な手間と費用が発生する可能性が高くなります。さらに、官公庁側で予定していた用途と異なる使われ方が発生したり、予定用途自体がなくなってしまうケースも多分に考えられ、余分なコストのみが発生するということにもなりかねません。

また、著作権・中間生成物（印刷用データ）の権利譲渡が行われてしまうと、印刷会社の創作活動についての意欲向上が失われ、かつ民間でのコンテンツの二次利用の促進が阻害されることとなります。

このような状況を解決する方法として、平成30年度に経済産業省・中小企業庁では、各省庁・地方自治体に対し、「官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！」というパンフレットを作成し、コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットに基づき調達手続きを進めることで、著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化に努めるよう啓発を始めました（図表5）。

従来、官公庁の契約において、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」第25条6（いわゆる日本版「コンテンツバイ・ドール」）では、国が委託等によって制作するコンテンツについて、一定の条件の下で、その知的財産権を制作受託等した者に残すことにより、受託者の制作へのインセンティブを高め、かつコンテンツの二次利用の促進を認めていました。さらに、同法第

経済産業省 中小企業庁

官公需における印刷発注では
著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！

【官公需における印刷発注の問題】

一律の権利譲渡
調達目的の達成のために著作権を譲渡させることが本当に必要なの十分に検討されず、一律に著作権の全てが国や自治体等に譲渡されています。

適正化

譲渡・利用範囲の検討
調達目的に不要な著作権を受注者に残すこと（コンテンツ振興法第25条を参照）で、調達コスト削減や著作権の二次的活用を促進できます。また、受注者の著作物制作に係るインセンティブも向上します。

不明確な権利範囲
著作物の利用目的や期間等が仕様書などで明確化されておらず、著作権の譲渡・利用範囲が特定されていません。

適正化

権利範囲の明確化
仕様書等に著作物の利用目的や期間を明確化し、著作権の譲渡・利用範囲を特定することで、財産的価値の算定や権利処理に関するトラブルを未然に防ぐことができます。

権利の無償譲渡・利用
著作権は知的財産権であり、納品物に係る所有権とは別の財産的価値を有しているにも関わらず、その譲渡・利用が無償で行われています。

適正化

財産的価値に配慮
著作権の譲渡・利用期間等が明記された仕様書等により見積もりを依頼することや、契約書から「無償で譲渡・利用する」等の記載を削除することで、著作権の財産的価値に配慮した契約内容となります。

納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。

官公需法に基づく「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成30年9月7日閣議決定）に明記されています！

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」
（知的財産権の取り扱いの明記）
国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

問合せ：中小企業庁取引課 ☎03-3501-1669（官公需用）

経済産業省 中小企業庁

全国ではこんな事例があります！

著作権の二次的活用

imabari バイバイさん

二次的活用 (P R) 二次的活用 (商品化)

※現在は販売終了

愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を二次的活用しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のPR等、行政目的で利用することも可能としています。

受発注者の意見交換や検討委員会の設置

発注側である契約担当者や受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて意見交換を行う機会を設けている自治体が多くあります。また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした検討委員会等を設置している自治体もあります。

調達に係る契約書フォーマットの公開

経済産業省では、コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットに基づき調達手続きを進めることで、著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化に努めています。

<コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）>
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

問合せ：経済産業省コンテンツ産業課 ☎03-3501-9537（印刷担当）

図表5 経済産業省・中小企業庁発行：啓発パンフレット
「官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！」

4条、第5条においては、国だけでなく地方公共団体についても、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律の基本理念に則り、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する旨が規定されています。

印刷物契約においてもこの制度を進めていくため、今回の経済産業省・中小企業庁の「官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！」のパンフレットでは、印刷物用のコンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットについて記載されています。

コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

今後、官公需の印刷等の請負契約について、こ

の日本版「コンテンツバイ・ドール契約」を積極的に活用していくことで、官公庁・印刷会社の両者が新たなウィン・ウインの関係を構築できることとなります。

日本版「コンテンツバイ・ドール契約」で変わる印刷の官公需契約

それでは、コンテンツバイ・ドール契約とはどのようなものなのでしょうか。

我が国では、従来より、政府資金による研究開発から派生した特許権等の帰属については、国が所有することとなっていました。平成11年に策定した産業競争力強化対策（政府産業構造転換・雇用対策本部決定）において、「開発者のインセンティブを増し、国の資金による研究開発成果の普及を促進するため、米国のバイ・ドール法を参考として、国の委託研究開発に関する知的財産権について、開発者にその利益を帰属させるための措置を講ずる。」旨を決定し、これを受け、いわ

ゆる日本版バイ・ドール制度を、産業活力再生特別措置法第30条（平成十一年法律第百三十一号）で措置したものです。平成19年には、日本版バイ・ドール制度は、特別措置法である産業活力再生特別措置法から恒久法である産業技術力強化法第19条（平成十二年法律第四十四号）に移管されました。

これにより、政府資金を供与して行う全ての委託研究開発（特殊法人等を通じて行うものを含む）に係る知的財産権について、以下の3つの条件を受託者が約する場合に、日本版「コンテンツバイ・ドール契約」として100%受託企業に帰属させることが可能となりました。

3つの条件とは、

- 1 当該コンテンツに係る知的財産権については、その種類その他の情報を国に報告することを受託者等が約すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
- 3 当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

です。

経済産業省では、この日本版「コンテンツバイ・ドール契約」制度を地方自治体の印刷物契約に活用することを働きかけています。

なお、私見ですが、条件2の「公共の利益のために特に必要がある」場合とは、国内で実際に適用された前例はないことから考え、権利の存続のため緊急避難的な対処法を記載していると思われる、印刷業の場合、次のような事例が考えられます。

○天変地異により権利を有する印刷会社がある権利を行使することが不可能な状況になった場合

○廃業などにより権利を有する印刷会社がある権利を行使することが不可能な状況になった場合

これは、民間企業間の商取引では、知的財産権を保有する企業が上記の状況に陥った場合、当該知的財産権は消滅するか事業を承継する第三者企業に譲渡されるのが一般的なのに対し、公的事業の場合は、知的財産権者の利益を最大限に尊重しつつも、いざというときには私権を制限してでも、公共の利益（国や地方自治体、国民や地方自治体住民の利益）のために発注者に一定の権利を担保する目的で設けられたと言えます。例えば知的財産権の国外流出を防ぐため、などもこのケースに該当するかもしれません。

ここ数年の知的財産権についての動向や、日本版「コンテンツバイ・ドール契約」制度の登場により、今後、地方自治体では、案件ごとにどの部分の権利譲渡が必要なのかを十分に検討する必要が生じてくることになっていきます。そして、多くの場合、権利譲渡より印刷会社に権利を残すほうが、知的財産権トラブルの防止・調達コストの削減・著作物の二次的活用の促進・開発者のインセンティブ増加というメリットがあると判断するケースが増えてくると考えられます。

最後に

最後になりましたが、全印工連官公需対策協議会は、本稿で紹介した官公需印刷契約での知的財産権処理についての「コンテンツバイ・ドール契約」の普及活動の他、ダンピング防止策としての「最低制限価格制度」の導入、適正な印刷予定価格積算の官公庁での実施推進、地域経済活性と雇用維持・拡大に寄与する地元優先発注制度の促進を継続的に実施しています。

官公庁と印刷業界がウィンウィンの関係を構築することが国・地域の経済活性化につながるという思いのもと、活動を進めてまいりますので、皆様のご理解・ご支援をよろしくお願いいたします。